「2025年日本国際博覧会　カートの運行等業務」特約条項

１　業務内容

本業務は、2025年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）期間中、多数の公式参加者等の来場を見込んでおり、その移動手段の整備が求められている。そこで、電動カートの運行に係る一連の業務を外部委託することで、公式参加者等の会場内における安全かつ円滑な移動に資することを目的とする。

２　電動カートの輸送実施計画（月次）の策定とその実行

受託者は輸送実施計画（月次）にて月次の輸送計画ならびにそれに係る総額（税込）を定める。

受託者は契約締結後30日以内に2025年4月分ならびに2025年5月分の計画を定め、速やかに当協会と調整の上、当協会の承認を受けること。2025年6月分以降の輸送実施計画（月次）は、当該月の前々月の月末までに、委託者が計画を定めて当協会と調整のうえ当協会の承認を受けること。

本業務は、当協会と調整が成立した輸送実施計画（月次）に基づいて実施し、計画を変更する場合は当協会の承認を得ることとする。

３　委託料

委託料は、輸送実施計画（月次）に基づき本業務の実施に要した実費経費とし、受託者は、当協会への委託料請求時に、実費経費を裏付ける内訳明細その他資料を提出するものとする。